

雇用保険被保険者 **p** 休業開始時賃金月額証明書 (事業主控) (介護)  
所定労働時間短縮開始時賃金証明書

1 被保険者番号	5119 - 041471 - 8	3 フリガナ	ダブルデ シャシャンク	4 休業等を開始した日の年 月 日	令和 7 年 7 月 7 日
2 事業所番号	1301 - 694693 - 8	休業等を開始した者の氏名	Dhabarde Shashank	年 月 日	
5 名称	株式会社MarketLab	6 休業等を開始した者の住所又は居所	〒231 - 0843 横浜市中区本郷町 2 - 50 本郷町団地503号室	電話番号 ( 070 )	8345 - 8783
事業所所在地	東京都中央区日本橋久松町12-8プライム日本橋久松ビル6階				
電話番号	090 - 7202 - 7246				
住所 東京都中央区日本橋久松町12-8プライム日本橋久松ビル6階 事業主 氏名 株式会社MarketLab 代表取締役 付 魁					
休業等を開始した日以前の賃金支払状況等					
7 休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	8 7の期間における賃金支払基礎日数	9 賃金支払対象期間	10 9の基礎日数	11 賃金額	12 備考
休業等を開始した日	7月 7日			A B 計	
6月 7日 ~ 休業等を開始した日の前日	20日	6月 26日 ~ 休業等を開始した日の前日	7日	207454	14日欠勤
5月 7日 ~ 6月 6日	22日	5月 26日 ~ 6月 25日	22日	365816	1日欠勤
4月 7日 ~ 5月 6日	11日	4月 26日 ~ 5月 25日	13日	316028	4日欠勤
3月 7日 ~ 4月 6日	17日	3月 26日 ~ 4月 25日	16日	288415	6日欠勤
2月 7日 ~ 3月 6日	18日	2月 26日 ~ 3月 25日	19日	388570	1日欠勤
1月 7日 ~ 2月 6日	22日	1月 26日 ~ 2月 25日	20日	398906	
12月 7日 ~ 1月 6日	16日	12月 26日 ~ 1月 25日	16日	365520	
11月 7日 ~ 12月 6日	21日	月 日 ~ 月 日	日		
10月 7日 ~ 11月 6日	20日	月 日 ~ 月 日	日		
9月 7日 ~ 10月 6日	18日	月 日 ~ 月 日	日		
8月 7日 ~ 9月 6日	22日	月 日 ~ 月 日	日		
7月 7日 ~ 8月 6日	21日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日		
13 賃金に関する特記事項					<b>p</b> 休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 受理 令和 7 年 11 月 5 日 (受理番号 DK00026475 号)
14 (休業開始時における) 雇用期間	イ 定めなし ; ロ 定めあり 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 月)				
公所共記載業欄安定					

注意  
1 事業主は、公共職業安定所からこの休業開始時賃金月額証明書又は所定労働時間短縮開始時賃金証明書(事業主控)(以下「休業開始時賃金月額証明書等」という。)の返付を受けたときは、これを4年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。  
2 休業開始時賃金月額証明書等の記載方法については、別紙「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書等についての注意」を参照すること。  
3 「休業等を開始した日」とあるのは、当該被保険者が介護休業又は育児休業を開始した日及び当該被保険者が要介護状態にある対象家族を介護するため若しくは小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業又は当該被保険者がその要介護状態にある対象家族を介護すること若しくは就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置の適用を開始した日のことである。  
なお、被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて、育児休業又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業を取得する場合は出産日から起算して58日目に当たる日が、又は当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置を適用する場合は当該適用日が、「休業等を開始した日」となる。

17条付記

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 令和 7 年 11 月 4 日 提出代行者	氏 名 熊沢 奈実	電 話 番 号 03 - 6384 - 2345
--------------------	--	--------------	--------------------------------